

令和8年度予防・健康づくり周知啓発業務委託（広報・広告等） 仕様書

1. 委託業務の名称

令和8年度予防・健康づくり周知啓発業務委託

2. 委託期間

契約締結日から令和9年3月19日までとする。

3. 履行場所

長崎県福祉保健部国保・健康増進課（長崎市尾上町3-1）

4. 業務の目的

国民健康保険加入者をはじめとする長崎県民に対し、疾病予防・健康増進に資する生活習慣の改善を促す。また、ながさき健康づくりアプリ「歩こーで！」（以下「歩こーで！」という）等の予防・健康づくりに有益な情報を発信し、県民が健康づくりに取り組める環境を整備する。生活習慣改善に向けた県のキャッチフレーズ「長崎健康革命」を広く知らしめ「健康長寿日本一の長崎県づくり」に向けた県民運動の浸透を図る。

この業務の全般的な広報戦略として、働き盛り世代をメインターゲットとした県民全体に向け、V・ファーレン長崎及び長崎ヴェルカのイメージを生かした県民の目を引く内容とし、特に「歩こーで！」の広報については、ダウンロード者の増加に繋がる内容、「長崎健康革命」の広報については、「運動」「食事」「禁煙」「健診」の4本の柱を中心に県民の健康づくり意識の向上に繋がる内容とすること。

5. 委託事業者選定方法

公募型プロポーザル方式

6. 委託内容

委託者と協議のうえ、V・ファーレン長崎、長崎ヴェルカの選手やマスコット、VELC等を起用した、(1)～(7)までの広報業務及び(8)～(11)に記載した業務を実施すること。

なお、提案にあたっては、以下①～④の内容を考慮するとともに、V・ファーレン長崎、長崎ヴェルカと提案内容についての事前調整を行うこと。

- ① この業務にかかるV・ファーレン長崎、長崎ヴェルカの出演料の総額は、3,000千円以内（消費税及び地方消費税を含む）とする。
- ② 本業務で作成した資材については、契約期間である令和9年3月19日まで様々な広報媒体で活用する予定であることから、選手の移籍やユニフォームの切り替え等により、作成した資材が使用不可とならないよう留意すること。
- ③ 各チームのシーズンを考慮のうえ、周知広報の期間を可能な限り長く確保すること。
（例えば、年度前半をV・ファーレン長崎中心、後半を長崎ヴェルカ中心とすることも可）
- ④ 単にV・ファーレン長崎、長崎ヴェルカの選手等を起用した広報に留まらず、ターゲットの行動変容に繋がる企画や内容を提案すること。
（例：「歩こーで！」を活用した選手との歩数競争企画などにより、実際にターゲットの行動変容を促す企画など）

(1) テレビCMによる広告

以下の仕様を満たす15秒CMを制作し、県内民放テレビ局複数局で放送すること。放送回数は1局あたり100本以上とする。

《CMの仕様》

- ・長崎健康革命、「歩こーで！」をメインとしたCMを2パターン制作することを必須とする。なお、上記2パターンに加え、別パターンのCMを作成することは妨げない。

(例)長崎健康革命の「運動」「食事」「禁煙」「健診」の4つの柱毎にパターンを作成するなど。

- ・県公式ウェブサイトやYouTubeをはじめとする各種広報媒体での転用を可能とすること

(2) V・ファーレン長崎、長崎ヴェルカ公式 SNS (X) における周知啓発

両クラブ公式アカウントにおいて、選手・マスコット等からの呼びかけなどにより、長崎健康革命及び「歩こーで！」の周知啓発を実施すること。

なお、制作にあたっては両クラブのアカウントのコンセプトを壊さないよう、必要に応じて(株)V・ファーレン長崎、(株)長崎ヴェルカへの再委託を行うこと。

《投稿素材の仕様》

- ・15秒以上の動画を5本以上投稿すること。
- ・県公式ウェブサイトやYouTubeをはじめとする各種広報媒体での転用を可能とすること

(3) YouTube 広告

YouTube利用者をターゲットとしたネット広告を運用すること。なお、本広告に使用する素材は(1)もしくは(2)にて制作したものを転用することとし、表示回数は以下のとおりとする。

《広告仕様》

- ・インストリーム広告：300,000imp以上(1本あたり15秒以上)

(4) TVer 広告

TVer利用者をターゲットとしたネット広告を運用すること。なお、本公告に使用する素材は(1)もしくは(2)にて製作したものを転用することとし、表示回数は以下の通りとする。

《広告仕様》

- ・インストリーム広告：300,000imp以上(1本あたり15秒以上)

(5) 長崎健康革命の周知啓発用ポスター・チラシの作成・配布

長崎健康革命の周知啓発用ポスター及びチラシを作成し、以下の枚数を納品すること。

- ・ポスター (B3・片面カラー)：150部
- ・ポスター (B2・片面カラー)：100部
- ・チラシ (A4・両面カラー)：30,000部

(6) その他マスメディアでの広報

上記のほか、経費の範囲内で実施できる効果的なPR方法がある場合は提案すること。

(7) その他自由提案

経費の範囲内で実施できる県民の行動変容に繋がる企画(本仕様書6.④に記載)がある場合は提案すること。

(8) 「歩こーで！」協力店の普及・拡大に関する取組（自由提案）

上記（6）、（7）のほか、委託経費の範囲内で実施できる「歩こーで！」協力店の普及・拡大につながる企画がある場合は提案すること。

なお、本取組については、V・ファーレン長崎、長崎ヴェルカとの連携を必須とするものではない。

(9) 意識調査アンケートの実施

発信した情報の認知度をWEBアンケートにより調査・集計を行う。

- ・有効回答数 1,000名以上
- ・回答者は20代、30代、40代、50代、60代以上に区分し、各200名、男女各100名とする
- ・質問項目 15問以内で委託者と受託者で協議の上決定

(10) SNSによる広報に関すること

長崎県国保・健康増進課が運営するInstagram・facebookの各アカウントの管理・運営を行うこと。

なお、個別のメッセージへの返信等は委託業務の中では想定していない。

(11) その他県事業の広報に関すること

広報の実施にあたっては、適宜、当事業の内容以外のPR内容へ差し替えをお願いすることがある。

なお、当事業以外のPR素材制作については本業務に含まない。

7. 業務実施体制

(1) 本業務委託を指揮する業務責任者を配置すること。

(2) 事故やトラブル、苦情等が発生した場合は、受託者の責任において処理するとともに、速やかに委託者に報告すること。

8. 支払方法

委託料の支払方法は、精算払とする。

9. 実施報告書等

広報実績、その他特記事項等を記した業務報告書を作成し、業務完了後速やかに提出すること。また業務に関する活動状況及び進捗状況について、委託者が必要と認めるときは、報告を行わなければならない。

10. 予算額

17,500,000円（消費税及び地方消費税を含む）を上限とする。

11. 知的財産権の取扱い

受託者は、本委託業務の実施のために必要な受託者が従前より有する知的財産権、あるいは第三者が有する知的財産権がある場合には、当該権利の利用及びその費用負担については、受託者の責任において対処するものとする。

12. 著作権の譲渡

受託者は、成果物が著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 2 条第 1 項に規定する著作権に該当する場合は、当該著作物にかかる受託者の著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条の権利を含む）を当該著作物の引き渡しの時に県に無償で譲渡すること。

13. 業務の一括再委託の禁止

受託者は、受託者が行う業務を一括して第三者に委託し、または請け負わせることはできない。ただし、業務を効果的に行ううえで必要と思われる業務については、書面により委託者の承諾を得て、業務の一部を委託することができる。

14. 「長崎県が行う各種契約からの暴力団排除要綱」に基づく不当要求行為についての報告

- (1) 受託者は、公共工事等に係る契約の履行又は給付金の交付に係る事業の実施に当たって、暴力団員又は暴力団等と社会的に非難される関係を有する者から不当な要求行為を受けたときは、速やかに委託者に報告するとともに、警察署長に通報しなければならない。
- (2) 受託者は、暴力団等による不当介入を受けたことにより、履行期間内に業務を完了することができないときは、委託者に履行期間の変更を請求することができる。

15. その他

- (1) 業務の実施にあたっては、委託者と緊密な連絡を取り、その指示に従うこと。
- (2) 本業務は国民健康保険保険者努力支援交付金を活用した事業である。
- (3) 本仕様書等に明示なき事項及び本仕様書により難き事項については、その都度委託者と協議のうえ進めること。